

# 企業の虚偽記載に関連した監査の制度上の諸問題 —監査時間確保の観点を中心として—

前証券取引等監視委員会委員 公認会計士 ふくだ しんや 福田 眞也

## I はじめに

筆者が昨年12月12日まで2期6年5か月近く委員を務めていた証券取引等監視委員会（以下「監視委員会」という）は、平成3年7月の発足以来有価証券届出書や有価証券報告書の虚偽記載に対して刑事告発や課徴金支払い命令（平成16年改正で導入）及び訂正報告書の提出命令の勧告を実施してきた。有価証券報告書等の虚偽記載の殆どは財務諸表等（連結財務諸表、四半期報告書等を含む）に関するものであり、財務諸表等の虚偽記載が監査（四半期レビューを含む）で発見され修正されていれば問題とならなかった案件である。その意味で監視委員会は、公認会計士監査の所管ではないが、後述の共犯の問題もあり虚偽記載に関連した公認会計士の監査に関心を持っている。公認会計士又は監査法人の監査についての所管は金融庁総務企画局企業開示課であり、公認会計士・監査審査会は監査の品質管理の検査の結果、監査の品質管理に問題がある監査事務所に対する行政処分の勧告を行うことになっている。

公認会計士法では、公認会計士又は監査法人が例え故意に虚偽の監査報告書を提出したとしても登録抹消、業務停止や課徴金支払い命令等の行政処分が行われるのみで、刑事罰に問われることはない。不動産鑑定士の場合も同様な制度になっており、公認会計士に特有の制度ではない。

監査を実施した公認会計士が刑事罰に問われるのは、虚偽の有価証券報告書等を提出し金融商品取引法違反に問われた取締役等の共犯としてであり、過去に監視委員会が発行会社の取締役等の共犯として刑事告発した事件が5件ある（詳細は図参照）。なお、商法監査特例法の規定による洗職罪（現行会社法第967条1項3号の贈収賄罪）で会計監査人が有罪判決を受けた例がある。監査を実質的に実施しなかった会計監査人の監査報酬が、わいろと認定された。

本稿においては、監視委員会の活動等によって事後に虚偽記載が発見された場合に必要ない訂正報告書等に係る監査に対する現行制度の問題等を考察するとともに、監視委員会が告発等を行った主な虚偽記載の問題について検討することとする。

### 公認会計士が関係した犯則事件（虚偽記載関係）

告発した日	発行会社	判決
平成14年6月7日	フットワークエクスプレス（株）	A 死亡による公訴棄却 B 罰金50万円 C 罰金50万円
平成16年3月29日	（株）キャッツ	懲役2年（執行猶予4年）
平成17年9月30日	カネボウ（株）	A 懲役1年6月（執行猶予3年） B 懲役1年（執行猶予3年） C 懲役1年（執行猶予3年）
平成18年3月30日	（株）ライブドア	A 懲役1年（執行猶予4年） B 懲役1年（執行猶予4年）
平成21年4月28日	（株）プロデュース	1審2審 懲役3年6月（上告中）

注1 すべての発行会社の取締役等の有価証券報告書等の虚偽記載の共犯  
2（株）プロデュースの公認会計士は、横領事件と一括審理されている

## II 虚偽記載が発見された場合の監視委員会の対応

上場会社が有価証券報告書等の訂正報告書を提出した場合及び監視委員会の立入調査等で有価証券報告書等に重要な虚偽記載が認められた場合、次の措置が取られる。

### ① 刑事告発

虚偽記載が悪質な場合、虚偽記載の実行者や発行会社を刑事告発する。共犯者がいる場合には同様に刑事告発する。

筆者の任期中に告発したのは、(株) アクセス(平成20年6月)、(株) アイ・エックス・アイ(平成20年6月)、オー・エイチ・ティ(株)(平成20年12月)、(株) プロデュース(平成21年3月)、ニウスコー(株)(平成22年3月)、(株) エフオーアイ(平成22年1月)、(株) 富士バイオメディックス(平成23年5月)及びオリンパス(株)(平成24年3月)の8件である。損失を抱えた金融商品を簿外処理するとともに架空ののれん代を計上するなどしたオリンパス(株)以外の事件は、循環取引等による架空売上の計上による虚偽記載である。

### ② 課徴金支払い命令勧告

虚偽記載が刑事告発する程には悪質でない場合、虚偽記載を行った発行人に対する課徴金支払い命令を発出するよう内閣総理大臣及び金融庁長官に対して勧告する。

現行の課徴金制度においては、虚偽記載を行った実行者である取締役等は、課徴金支払い命令の対象となっていない。

虚偽記載を含む開示規制違反の実績については、監視委員会が毎年公表している「証券取引等監視委員会の活動状況」や「金融商品取引法における課徴金事例集～開示規制違反編～」に記載されている。

### ③ 有価証券報告書等の訂正報告書の提出命令勧告

監視委員会の立入検査等の結果有価証券報告書等の重要な虚偽記載が認められた場合訂正報告書の提出が必要となるが、発行会社が訂正報告書の提出を行わない場合、訂正報告書の提出命令を発出するよう内閣総理大臣及び金融庁長官に対して勧告する。

## III 訂正報告書の監査期間の実情

過年度の有価証券報告書等の重要な虚偽記載が発見された場合訂正報告書の提出が必要となるが、訂正報告書の訂正後の財務諸表等についても公認会計士又は監査法人の監査報告書の添付が求められる。

虚偽記載の存在が疑われる状況になった直後に提出する有価証券報告書等の監査及び訂正後の財務諸

表等の監査には次のような問題が認められる

① 最長5年間の財務諸表等を訂正する必要があるが、その間に監査人が交替している場合も多い(監査法人が解散しているケースもある)。交替した監査人が、短期間に自分で監査していない事業年度の財務諸表等の監査を遡って実施することは監査手続の実施面でも、時間的にも困難である。また、前任の監査人が訂正する事項のみ監査して再度監査報告書を提出することは、訂正内容によっては会社の内部統制の信頼性にも疑問が生ずるケースも多くまた後発事象の監査の問題があり引受けられないケースも多い。

② 不適切な取引や会計処理の存在が疑われる状況が発生すると、弁護士や公認会計士を構成員とする第三者委員会を設置して調査を行うのが一般的となっている。第三者委員会を設置するような状況になった場合、その後に提出する有価証券報告書や四半期報告書の提出期限の延長を申請し、第三者委員会の調査の結果を踏まえて有価証券報告書等を提出することになる。延長が承認される期間は通常1ヶ月である。承認を得た延長期間までに提出できなかった場合は金融商品取引法違反となるが、承認を得た期間の経過後8日目までに提出しなかった場合は証券取引所の上場廃止基準により上場廃止となる。

過年度に提出した有価証券報告書等の訂正報告書の提出期限は特に定まっていないが、提出期限の延長が認められた有価証券報告書等の提出と同時に進行することが一般的となっている。提出期限の延長が承認された有価証券報告書等に記載される財務諸表等の期首残高が、提出済みの有価証券報告書等の金額から変更されているため、同時提出が必要になることによる。

過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出に関しては、第三者委員会の調査期間、訂正した報告書等の作成作業、監査実施の期間を確保して提出する必要がある。第三者委員会が設置されるタイミングにもよるが、監査実施のため十分な期間が確保されているとは認められないケースも多い。特に監査において第三者委員会の調査に不十分な部分を発見しても再調査の実施時期が確保されていないため、第三者委員会の報告通りになっているケースもある。

## IV 訂正命令の提出期限と監査の問題

監視委員会には前述したように、有価証券報告書等の訂正報告書の提出命令を発出するよう勧告する権限がある。しかし、勧告以前に発行会社が自主的に訂正報告書を提出し、勧告に至らないのが通常であった。また、過去には勧告しても勧告後訂正命令が発出されるまでの間に自主的に提出された事案も

ある。しかし、平成25年度に訂正報告書の提出命令を発出するよう勧告した事案が2件発生した。いずれも自主的に訂正報告書を提出しなかった事案であるが、提出命令の発出時期及び提出期限の関係で監査実施上の問題が生じた。

(株) エル・シー・エーホールディングスの事例	
平成25年12月 4日	監視委員会勧告
12月19日	関東財務局提出命令発出 (提出期限12月26日)
12月26日	監査報告書未添付で訂正報告書提出(承服しかねるとして、第三者委員会の意見書も公表)
同日	第2四半期報告書の提出期限の延長申請提出
12月27日	関東財務局延長申請を不承認
平成26年 1月10日	対応方針変更(承服した)
2月 6日	監査報告書を添付した訂正報告書及び第2四半期報告書を提出

監視委員会の勧告後15日目に関東財務局から5事業年度分の訂正有価証券報告書等の提出命令が発出され、その提出期限は発出日の7日後になっている。発行会社の監査人は5事業年度の間に2回変更され、変更前の監査法人2法人はすでに解散しており監査は一層困難になっている。このケースのように訂正に承服しないケースや、訂正報告書の訂正命令の取消の行政訴訟を提訴するケースもあり、提出命令の発出前に訂正報告書の監査の準備がされているとは考えられないこともあり、提出期限の監査に与える影響は多大である。当社の場合、提出期限には監査報告書未添付で訂正報告書を提出し(期限までに提出したとは認められない)、提出期限より42日遅れて監査報告書を添付した訂正報告書を提出している。

## V 監視委員会が告発等を行った虚偽記載

監視委員会が刑事告発若しくは課徴金支払い命令の勧告を行った有価証券報告書等の虚偽記載の主なものとは次の通りであり、それぞれ問題が認められる。

### 1) 架空売上、循環取引

監視委員会は、(株) エフオーアイの架空売上やニウスコー(株)や(株) プロデュースの循環取引を刑事告発している。

循環取引は、取引の中間に入った企業にとって利益は少ないが残高が残らないリスクのない取引であ

り、大規模上場会社の子会社等においても安易に行われた実績があった。循環取引を仕組んだ上場会社は、循環取引で計上した利益や中間に入った企業への手数料を処理するため、有形、無形の固定資産を過大に計上する等の会計処理が行われることになる。その段階になると有形・無形固定資産の監査手続きで発見される可能性も高くなるが、監視委員会が循環取引の端緒を掴んだのは地道な銀行調査からであり、取引そのものや帳簿記録からではない。端緒及び更なる銀行調査や反面調査及びその後の強制調査により入手した発行会社の帳簿記録等から循環取引及び虚偽記載の全貌を把握している。

事後処理としての有形・無形固定資産の過大計上を監査で発見することは可能であるが、銀行調査や反面調査を行えない公認会計士の監査において循環取引を発見することは極めて困難と考えられる。循環取引の中間に入った企業には売掛金や買掛金等の残高が残っていないため、監査上の重要な項目にはならないのが一般的である。今後の収益認識基準等の厳格化等によって手数料稼ぎ的な売上、仕入取引が企業間で行われなくなるよう指導する必要がある。

### 2) 不公正ファイナンス関係

監視委員会は、従前から有価証券の流通市場での不公正取引を調査し、問題案件について刑事告発や課徴金支払い命令の行政処分の勧告を行ってきた。しかし近年発行市場での不適切なファイナンスに起因する流通市場での不公正取引が多発してきたため、不公正ファイナンスとして監視の対象としてきた。

架空増資(水増し増資)、不動産を過大評価した現物出資、開示した目的外の資金流出、既存株主の権利侵害(株式価値の希薄化)、特定者への利益供与等発行過程における不適切な行為に絡めた流通市場での不適切な行為を不公正ファイナンスとしているが、主として新興市場におけるビジネスモデルが崩壊した上場企業を舞台にした第三者割当増資を手段として行われている。

新興市場におけるビジネスモデルが崩壊した上場企業は売上不振となり資金繰りも悪化するが、売上不振の上場企業にとっては公募増資や銀行借入れは不可能であり第三者割当増資が資金調達のための唯一の資金調達の手段となる。資金繰りが悪化した上場企業に対し第三者割当増資の割当先を紹介するアレンジャーが登場し、不公正ファイナンスが行われるケースが殆どである。

水増し増資や不動産の現物出資における過大評価については、それにより債務超過を回避した等の虚偽の公表を、金融商品取引法第158条の偽計に該当するとして、発行会社、発行会社役員、割当会社役員、アレンジャー等を刑事告発している。

水増し増資は、払い込まれた増資資金や発行会社の資金を一旦社外に流出させ、第三者の名義で増資払込みを行うものであり、不動産の現物出資の過大評価は不動産鑑定士の過大な不動産鑑定評価に基づいて行われる。水増し増資によって発行された株券（電子化されている）が市場で流通しているため増資そのものを無効にすることは困難であるが、水増し増資や不動産の現物出資における過大評価は、水増し増資に際し社外流出させた資金（貸付金等で処理されている）の回収可能性の検討や現物出資で受け入れた不動産についての減損の会計処理が必要となり、監査上の重要な問題を生じさせている。特に水増し増資や不動産の現物出資における過大評価が行われる第三者割当増資は債務超過回避のため決算日直前に行われるケースが殆どであり、直後に実施する決算の監査において融資直後の債権の回収可能性の検討や決算直前の現物出資で受け入れた不動産の減損の必要性を検討しなければならないこととなる。

### 3) 架空のれんの計上

監視委員会は、企業買収等に伴い計上したのれんについて架空若しくは過大計上であるとして、刑事告発若しくは課徴金支払い命令を発出するよう勧告してきた。架空若しくは過大計上したのれんには、買収価額と純資産との差額を単純にのれんに計上するケースや不良棚卸資産の過大評価による等、発行会社が自ら行ったケースのほか、公認会計士等外部の専門家による買収会社に対する過大な株価算定に起因して発生したものも多く見受けられた。また、架空のれんの計上について指導するコンサルタント等の存在も明らかになっている。

このような発行会社の虚偽記載に加担する外部専門家やコンサルタントについては、犯則事件として発行会社の取締役等の共犯として刑事告発しているケースもある（(株)富士バイオメディックスやオリンパス（株）のケース）が、課徴金事案として処理するケースでは、課徴金の対象外となっていた。しかし、平成24年の金融商品取引法改正（施行は、平成25年9月6日）により加担する行為を行った者も課徴金納付命令の対象となった。

## VI 結びに代えて

一時「監査難民」という言葉がよく聞かれた。今

でもビジネスモデルが崩壊し有価証券報告書等の虚偽記載を行った一部の新興企業にとっては同じような状況にあると思われる。監査基準に監査に関する品質管理基準が追加され、監査契約の新規の締結及び更新についての項目が含まれるようになった現時点においては監査難民の発生は不可避となったと考えられる。経営者の誠実性の判定に大差がないことによる。

有価証券報告書等の提出直前や訂正報告書提出間際に監査契約を締結し僅かな期間で監査を終了し監査報告書を提出する行為は、日本公認会計士協会の行う品質管理レビューやそれをモニタリングする公認会計士・監査審査会の検査によって問題とされるであろう。前任監査人からの引継ぎを受けたとしても数日間で行う監査は、公認会計士監査の信頼性を著しく傷つける行為であることは明らかである。

監査契約の新規の締結や更新に問題がない場合においても、現行の金融商品取引法に基づく諸制度や証券取引所の上場管理制度は監査時間の確保という観点から多くの改善を要するものと考えられる。

以上

### ふくだ しんや 福田 眞也

#### 略歴

- 1966年 3月 中央大学商学部卒業
- 1966年 9月 公認会計士川北博事務所入所
- 1970年12月 同事務所退職
- 1971年 1月 等松・青木監査法人（その後の監査法人トーマツ）入所
- 1971年 3月 公認会計士開業登録
- 1980年 5月 同法人 社員就任
- 1987年 5月 同法人 代表社員就任
- 1989年 7月 日本公認会計士協会理事就任
- 1992年 7月 同協会常務理事（2000年7月任期満了により退任）
- 2007年 6月 監査法人トーマツ退職
- 2007年 7月 証券取引等監視委員会委員就任
- 2013年12月 同委員会委員退任
- 2013年12月 公認会計士福田眞也事務所開設  
現在に至る